

日本歯科医学会規程取扱い内規

(制定の趣旨)

第1条 この取扱い内規は、日本歯科医学会規程（以下「規程」という。）第30条の規定に基づき、これを定める。

(次期学会会長の選出)

第2条 次期学会会長は、現学会会長の任期の最終年度内に決定する。

附 則

この施行細則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則

この施行細則は、昭和60年4月1日より施行する。

附 則

この施行細則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この取扱い内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。